

平成31年加美町議会第3回臨時会会議録第1号

平成31年3月28日(木曜日)

---

出席議員(17名)

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂忠幸君	4番	三浦進君
5番	高橋聡輔君	7番	木村哲夫君
8番	三浦英典君	9番	沼田雄哉君
10番	一條寛君	11番	工藤清悦君
12番	伊藤淳君	13番	伊藤信行君
14番	佐藤善一君	15番	下山孝雄君
16番	米木正二君	17番	三浦又英君
18番	早坂伊佐雄君		

---

欠席議員(1名)

6番 伊藤由子君

欠員(なし)

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
会計管理者兼会計課長	工藤義則君
企画財政課長	熊谷和寿君
協働のまちづくり推進課長	三浦勝浩君
町民課長	荒木澄子君
税務課長	佐藤和枝君
農林課長	長沼哲君
森林整備対策室長	猪股繁君

商工観光課長 兼ひと・しごと支援室長	岩崎行輝君
建設課長	三浦守男君
保健福祉課長	内海悟君
子育て支援室長	佐藤法子君
上下水道課長	大場利之君
小野田支所長	岡崎秀俊君
宮崎支所長	今野仁一君
総務課長補佐	伊藤一衛君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	二瓶栄悦君
生涯学習課長	遠藤肇君
農業委員会事務局長	太田浩二君
代表監査委員	小山元子君

#### 事務局職員出席者

事務局長	武田守義君
次長	内海茂君
主幹兼総務係長	内出由紀子君
主幹兼議事調査係長	後藤崇史君

#### 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 第 4 議案第 6 3 号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 6 4 号 平成 3 0 年度加美町一般会計補正予算（第 8 号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会・開議

○議長（早坂伊佐雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。6番伊藤由子さんより欠席届が出ております。12番伊藤 淳君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成31年加美町議会第3回臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番木村哲夫君、8番三浦英典君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定の件

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

---

#### 日程第3 報告第3号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第3、報告第3号先決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）報告を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議員の皆さま方おはようございます。よろしく願いいたします。

報告第3号専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本案件は平成31年1月21日午後2時40分ごろ、町道水沼桑畑線上、加美町字味ヶ袋蟹沢29番地1付近において小野田支所職員が除雪車両を運転し除雪作業を行っていた際、スリップによ

り運転操作を誤り排土板を電柱に接触させ損傷を与えたことに対しまして過失割合が町100%により損害賠償額が決定いたしました。

そこで地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲においてその額を定めること、及びこれに伴う和解に関することに当りますことから今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。これより質疑を行います。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これで報告第3号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

---

#### 日程第4 議案第63号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第4、議案第63号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第63号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が昨年7月に公布され、これにより民間労働者については労働基準法に規定する時間外労働の上限規制等が導入され、平成31年4月から施行されることとなります。このことから、民間労働法制の改正を踏まえ国家公務員においても人事院により昨年8月に公務員人事管理に関する報告において、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めることとするなどの長時間労働の是正に関する報告がなされております。

また、地方公務員についても国家公務員と同様に平成31年4月より適用となるため、時間外勤務の上限等に関する措置について条例において規則への委任する条項を加え、それに基づき規則で民間に準拠した改正を行うものであります。

主な規制の改正内容は時間外勤務命令の上限について、原則として1カ月について45時間且つ1年について360時間の範囲内とし、他律的な業務の比重が高い部署に勤務する職員については1カ月について100時間未満、1年について720時間且つ2～6カ月平均80時間等の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表と、規則で定める働き方改革に伴う時間外勤務の概要を配布しておりますのでご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 時間外労働の上限を設定しようとするこの働き方改革に伴うものではありますが、それと同時に勤務間のインターバル制度の導入についてはどうお考えであるか、お尋ねをいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。働き方改革が導入されることによって、いろいろな働き方の形態について考えてはいないのかということでございます。

現在4月1日から施行されるということでございます。今、町長から説明のあったような形で時間外労働の上限は規定されるということでございまして、現在においても長時間労働の多い職員がおりますので、そういった部分の是正について現在考えをまとめているところでございます。いろいろな働き方のやり方もございますが、まずはそれぞれの業務のそれぞれの所管課において業務等の見直し等を検討していただくということ。あるいは、職員体制の部分についても検討しておるところでございますが、そういった部分も含めてということで現在進めているところでございまして、まだインターバル等については検討までしていない状況でございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 今、説明いただきました他律的業務ということで町長が指定するものということで、具体的にはどういった職種・課なんでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。他律的業務についてお話がありました。

他律的業務については業務量、あるいは業務の実施時期、その他の業務遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務という形で定義をされております。

具体的に今、想定しているものにつきましては、例えば選挙事務、期間、投票日が決まってそれに向けて事務に従事する期間がありますのでそこに向けてするという。あるいは、財政に関する職員で予算編成等の事務については期限等もありますのでそういったもの。あるいは、税務課の申告事務、これについても期間が決まった中での業務ということになりますので、そのほかにも、今検討しているところですが、そういったものが当たるのではないかと現在考えております。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第64号 平成30年度加美町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第5、議案第64号平成30年度加美町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第64号平成30年度加美町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回、規定予算に歳入歳出それぞれ3,861万円を追加し、歳入歳出それぞれ140億8,399万5,000円とする補正予算と、繰越明許費2件の追加のほか地方債の変更を行うものであります。歳入の主なものについては地方交付税として特別交付税4,737万9,000円増、県支出金として子育て支援特別対策事業補助金796万9,000円減などであり、歳出の主なものについては民生費で小規模保育所整備事業補助金896万5,000円減などのほか予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号平成30年度加美町一般会計補正予算（第8号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号平成30年度加美町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これで平成31年加美町議会第3回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時14分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長武田守義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月28日

加美町議会議長 早坂伊佐雄

署名議員 木村哲夫

署名議員 三浦英典